

2025年度（令和7年度） 地域活動の助成・支援制度の概要一覧

福山市

本市の地域活動の助成・支援を目的とする制度概要を一覧にまとめました。
地域における活動にお役立てください。

◇活用に際して

- ・各制度により申請できる対象者などが異なります。
詳細については、申請・相談窓口を確認してください。
- ・掲載情報は、2025年（令和7年）4月1日時点のものです。

◇表の見方

- ・分野（掲載ページ）：環境（P. 1～P. 3）／教育・文化（P. 4）
安心・安全（P. 5）／福祉（P. 6～P. 7）
その他の地域活動（P. 8～P. 9）
- ・区分：国、県（窓口は市）、市、社協（福山市社会福祉協議会）

環 境

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	補助金	福山市資源回収推進団体補助金	家庭から出るごみのうち資源として再利用可能なものを回収する営利を目的としない市内団体（町内会、子ども会等）に対する補助 <u>補助金額</u> 資源回収重量1^{キロ}につき8円 ※資源回収実施後、申請書等を4月～9月実施分は10月末まで、10月～3月実施分は3月末までに提出	廃棄物対策課 （☎928-1073） 南部・西部・北部・東部の各環境センター・内海・新市・加茂・神辺・沼隈の各支所
市	補助金	福山市町内清掃処理推進費補助金	清掃実施団体（主としてまちぐるみ運動としての町内清掃を実施）が、町内清掃によって生じる清掃土等（市の管理する側溝・水路・河川などから出た土・草等）を自主的に処理する場合に補助金を交付（1団体につき、前期・後期年2回） <u>補助金額</u> ① 運搬車1トン未満の車両 1車両につき5千円 ② 運搬車1トン以上の車両 1車両につき1万円（運搬回数に関係なく使用車両1台につき） ③ 1回実施ごとに限度額は10万円 ④ 市の中継地に搬入する場合は①2千円、②5千円 ※清掃実施予定日の10日前までに申請書等を提出	廃棄物対策課 （☎928-1073） 南部・西部・北部・東部の各環境センター・内海・新市・加茂・芦田・神辺・沼隈の各支所
市	補助金	福山市有害鳥獣被害対策地域活動支援事業費補助	地域団体等（原則10戸以上で組織され、代表者の定めがあり組織及び運営に関する規約がある自治会等）が地域ぐるみで実施する有害鳥獣被害対策のための、耕作放棄地や山際の草刈り等に係る経費を補助 <u>補助金額</u> 1実施団体あたり1年度につき対象経費の2/3（初年度上限20万円） ※詳細については、農林水産課に相談	農林水産課 （☎928-1033）
市	補助金	福山市有害鳥獣被害対策緩衝地帯整備事業費補助	自治会（町内会）が有害鳥獣の被害から地域を守るために、森林に緩衝地帯（バッファゾーン）を整備する費用を補助（上限250万円）	農林水産課 （☎928-1033）
県・市	補助金	ひろしまの森づくり事業費補助	里山保全活用支援事業：里山林の保全活動を実施する住民団体等に対して、森林整備活動に必要な資材購入や作業器具整備などに要する経費を補助	農林水産課 （☎928-1033）

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	補助金・交付金・人的支援	福山市里の生活応援事業	地域住民、農地・山林所有者、農林業者等が主体となって里山里地の再生・保全活動に取り組む地域を里山里地地域に指定し、活動を支援 補助金額 ①基盤整備事業：農地の再生・保全活動に必要な資材の購入経費等を補助…単年度上限 20 万円（指定後 2 年まで） ②山林資源活用事業：山林資源の活用、啓発等に必要な機材の購入経費等を補助…単年度上限 20 万円 交付金額 里の生活応援事業：地域の活力維持に向けた取組に対する補助…地域活動に参加した里山里地協力隊 1 人につき 3 千円 ※里山里地協力隊とは、市民、NPO、企業、大学、各種活動団体等で構成されたボランティア団体 人的支援 指定地域が行う活動に対して、里山里地協力隊を派遣対象となる活動 ①景観維持に係る活動 ②農作物の生産に係る活動 ③鳥獣被害対策に係る活動 ④資源活用に係る活動 ⑤イベントの開催 ⑥魅力発信に係る活動 ⑦その他、市長が必要と認めた活動	農林水産課 (☎928-1033)
県・市	交付金	(公社)広島県みどり推進機構 福山市支部 森林緑化推進事業	森林整備、地域の里山・森林の利活用の促進、自然観察、生きものの保護・再生活動等の森林に対する認識を深める普及活動交付金 補助金額 1 事業につき 5 万円を限度 ※12月10日までに事業が完了すること	農林水産課 (☎928-1033)
市	補助金	福山市遊休農地活用促進事業	農用地区域内で、集団化が可能な一団の農地の区域内にある農地の所有者が、草刈等の作業を法人等に委託した費用を助成（面積要件、補助金上限あり） 補助金額 1 アールあたり 千円 ※1 農地につき1 年度限り、ただし農地情報提供事業等への登録農地は2 年度限り	農業振興課 (☎928-1177)
市	補助金	「子ども広場」設置及び遊具等の修繕撤去に要する費用の助成	自治会（町内会）が地域の空地を利用して設置する幼児等の遊び場「子ども広場」の設置に係る費用及び遊具等の修繕撤去に要する費用を助成（上限あり） （※「子ども広場」の設置については面積等の要件の審査有、管理運営は自治会（町内会）によるものとする。）	公園緑地課 (☎928-1095)
市	業務委託	公園清掃等維持管理委託	自治会などの市民団体等へ地域の公園の清掃等維持管理を委託	公園緑地課 (☎928-1095)

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	現物支給	緑化樹木配布事業	公共施設・学校施設・社会福祉施設等に樹木配布 ・高木 5 本 ・低木（1.5m 未満）30 本 ・ばら苗 50 株	公園緑地課 （☎928-1096）
市	現物支給	ばら苗配布事業	ばらづくりの普及・拡大を図ることを目的として、市民・団体及び事業者を対象にばら苗を無料配布	世界バラ会議推進室 （☎928-1210）
市	現物支給	地域ばら花壇肥料配布事業	ばら花壇を継続的に維持・管理していただくことを目的とし、地域ばら花壇を管理している地域団体等を対象に年 1 回肥料を無料配布 ・配布数 植栽本数を基に決定	世界バラ会議推進室 （☎928-1210）
県・市	奨励金・保険等	広島県アダプト制度 広島県河川道路環境美化活動契約	県管理の道路や河川の公共空間の清掃美化活動（アダプト認定団体の活動）に対する支援 ※対象区間：道路は 100m 以上、河川は 50m 以上 ・表示板の設置 ・活動保険制度 ・奨励金交付事業（申請期間 4 月～6 月末）	土木管理課 （☎928-1079）
県・市	業務委託・保険	広島県河川清掃等業務委託	広島県が管理する河川の清掃等業務に関する委託と保険 ・美化団体としての届出が必要	土木管理課 （☎928-1079） 保険に関することは、まちづくり推進課

教育・文化

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	補助金	福山市生涯学習活動費補助金	自主的・主体的な生涯学習活動等（子育て支援や福祉活動、ボランティア、創作活動等をテーマに、地域に開かれた活動）であり、学習成果を広く社会に還元するような活動に対し補助金を交付 ※他の補助金を受けている活動は対象としない <u>補助金額</u> 補助対象経費の1／2以内、上限5万円 ※募集期間は例年3月～4月第3週 ・対象 市内に在住又は在勤者が過半数以上参加の5人以上の学習グループ	まちづくり推進課 (☎928-1243) 各地域振興課
県・市	助成金	文化活動団体支援事業 ＊（公財）ひろしま文化振興財団	県内の文化活動団体の事業活動を助成（申請期間は例年11月～1月の間） <u>対象事業</u> 郷土文化支援事業、文化のまちづくり支援事業 <u>助成額</u> 上限10万円 ※年度により変動あり	文化振興課 (☎928-1117)
国	補助金	伝統文化親子教室事業（教室実施型） ＊文化庁	次世代を担う子どもたちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を設ける事業を支援（申請期間は例年10月～12月の間） <u>要望上限額</u> 教室規模に応じた上限額の設定あり（詳細については、募集案内参照）	文化振興課 (☎928-1117)

安心・安全

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	補助金	福山市防犯カメラ設置促進事業補助金	自治会等で市の補助を受けてこれまでに設置した防犯カメラからの画像取り出しに係る経費（画像検証費）の補助及び防犯カメラの更新に要する経費の補助 補助金額 画像検証費補助 法令等に基づく要請により提供するための取出経費を補助 1回あたり 上限1万2000円 更新経費補助 設置から5年を経過したカメラの更新経費を補助 更新経費の3/4、上限45万円	市民生活課 (☎928-1077)
市	活動支援	福山市地域青色防犯パトロール実施団体支援事業	住民の団体が青色防犯パトロール車により、パトロール活動を行うための必要な物品（青色回転灯、放送器具、パトロール表示マグネットシート等）の貸与	市民生活課 (☎928-1077)
市	活動支援	LED防犯灯更新支援	自治会（町内会）が所有するLED防犯灯の照明器具取替工事を申請に基づき実施 ※照明器具代は自治会（町内会）の負担 負担金額は、市が購入する照明器具代を基に設定	土木管理課 (☎928-1079) 松永・北部・神辺・沼隈の各建設産業課
市	活動支援	福山市防災資器材給付	地域住民の相互協力による自主的な防災活動等の支援を目的に防災資器材を給付 給付する防災資器材の種類及び数量は、防災資器材の区分に応じ、それぞれ定める数量を上限とする。 ・給付資器材 【消耗品】※単年度で給付 土のう袋、真砂土、ビニールシート、ロープ、軍手 【備品】※使用状況に応じて給付 ジョレン、スコップ、一輪車、バリケード、カラーコーン 雨ガッパ、長靴、救急セット、担架、懐中電灯	危機管理防災課 (☎928-1228)
市	補助金	福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業補助金	福山市内の自治会、町内会及びこれらに準ずる団体が地域において、初期消火体制の確立、市民の安心・安全の確保に資することを目的として、消火栓用ホース格納庫を設置し、維持管理する事業に対する補助金を交付するもの。1回の申請につき2箇所を上限とする。 補助金額 約3分の1の補助金交付 新設：格納庫1箇所につき 上限4万6千円 改修等：格納箱・ホース1本 上限9千円 消火栓スタンド・管鎗 上限4千円 消火栓ハンドル 上限千円	警防課 (☎928-1193)

福 祉

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	活動支援	いきいき百歳体操	百歳体操を週 1 回以上実施する団体等を対象に、体操に必要な重りや DVD を貸出 ・実技指導を 2 回程度実施 ・体操に必要なイスやテレビ、DVD プレーヤー、血圧計などは実施団体で用意	高齢者支援課 (☎928-1065) 健康推進課 松永・北部・東部・神辺の各保健福祉課
市	補助金	「ゲートボール及びグラウンド・ゴルフ場」設置助成	ゲートボール及びグラウンドゴルフの競技場を学区老人クラブ連合会が設置する場合の経費を助成 ※1 小学校区 2 か所まで 対象面積 1 か所あたり 1, 000m ² を限度 <u>補助金額</u> 用地借上に要する費用として、固定資産税・都市計画税相当額を補助	高齢者支援課 (☎928-1064)
市	補助金	福山市老人クラブ助成事業	健康づくりを推進する活動などを行う単位老人クラブを対象に事業費を助成 <u>補助金額</u> 3, 880 円×12 月／年（老人クラブ連合会へ加入の単位老人クラブ）、2, 000 円×12 月／年（老人クラブ連合会へ未加入の単位老人クラブ）	高齢者支援課 (☎928-1064)
市	委託事業	福山市高齢者外出・買物支援事業	小学校区を単位として、地域住民との協働により高齢者の外出や買物を支援。 【外出支援】 通院・買物などの外出を支援。 週 3 回程度実施、利用料は無料。 ①バス停までの送迎 ②地域活動参加のための送迎（サロン等） ③通院・買物の送迎 ・運送車両はリース車両を活用（地域との協議のうえ決定） 【買物支援】 日常生活における買物を支援。 利用料は無料。 ただし、日用品等購入費は利用者負担。 ①日用品等の受注・配達 ②簡易店舗の設置による日用品等の提供 ③移動車両による日用品等の提供	高齢者支援課 (☎928-1189)
社協	助成金	お互いさま活動応援助成金	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、住民同士の支え合いの推進に向け、通いの場等を拠点に、高齢者に対する生活支援等、介護予防に資する住民主体の互助活動を行う団体等に対して助成 <u>助成金額</u> 1 団体につき 3 年度まで 2 万円／年を上限 （団体立ち上げ初年度 1 万円／年を上限に加算）	社会福祉協議会 地域共生社会推進課 (☎928-1333)

社協	助成金	高齢者居場所づくり支援事業	高齢者が集う居場所の立ち上げ・運営に要する経費の一部補助 補助金額 週3日以上開所 20万円／年まで 週2日開所 13万2千円／年まで	社会福祉協議会 地域共生社会推進課 (☎928-1333)
社協	奨励金	福祉活動メニュー事業	・対象：福祉会 助成額1万5千円／年 ・対象：福祉を高める会 助成額4万5千円／年 ※同一事業は5年間のみ（継続申請可能）	社会福祉協議会 地域共生社会推進課 (☎928-1333)
社協	奨励金	ふれあい・いきいきサロン	・対象：福祉を高める会 ・サロンの開催回数が年10回から23回まで 助成額1万5千円／年 ・サロンの開催回数が年24回以上 助成額2万円／年	社会福祉協議会 地域共生社会推進課 (☎928-1333)
社協	助成金	喫茶店風サロン支援事業	・対象：福祉を高める会、自治会（福祉会）、ボランティア及び福祉団体等、地域住民が主体となって小地域活動に積極的に取り組む住民団体 ・サロンの開催回数が週1回以上 ・助成額1年目 年間5万円 ・2年目～5年目 年間3万円 ・6年目以降 年間2万5千円	社会福祉協議会 地域共生社会推進課 (☎928-1333)
社協	奨励金	小地域福祉ネットワーク	高齢者等の見守り活動への助成 ・対象：福祉を高める会 ・定期的な見守り、安否確認、閉じこもりの防止、地域でのネットワークづくり 対象者（世帯）数に応じ、1万円～5万円／年 ・研修費助成 年間1万円（年に3回以上、研修を実施する学区の福祉を高める会）	社会福祉協議会 地域共生社会推進課 (☎928-1333)

その他の地域活動

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	補助金	福山市空家等 地域活用支援 事業補助金	空家等を自治会等に5年以上無償で貸し出す者に対する 補助金額 当該空家等固定資産税・都市計画税相当額 ※申請は通算5回まで（申請初年度は月割り）	建築指導課 (☎928-1311)
		福山市空家等 地域活性化推 進事業補助金	空家等を改修等して活用する地域を支援するため、空家等 の改修や家財処分等を行う場合、その費用の一部を補助 【まちづくり推進委員会対象】 補助金額 補助対象経費の合計額の4分の3に相当する額 上限45万円	建築指導課 (☎928-1311)
国・県・市	補助金	多面的機能支 払交付金	①農地維持支払交付金 農業者等が共同で取り組む、草刈りや農道管理などの農 地維持活動に対する補助 補助金額 (田) 3,000円/10a (畑) 2,000円/10a ②資源向上支払交付金 農業者及び地域住民等が共同で取り組む、水路、農道、 ため池の軽微な補修等に対する補助 補助金額 (田) 2,400円/10aほか (畑) 1,440円/10aほか	農業振興課 (☎928-1031)
市	活動支援	農業用施設等 についての 協働作業事業	福山市が管理する農業用施設や地域等で管理するため池に ついて、地域住民による維持管理作業や軽易な修繕に対し て、原材料や製品の支給、機械や器具等の支援。 対象：ため池の維持管理作業・取水施設等の修繕、農道の 舗装・路肩補強、水路修繕（L型・U型）など	農林整備課 (☎928-1036) 松永・北部・神辺・ 沼隈の各建設産業課
協議会	補助金	福塩線利用地 域活性化イベ ント補助	10人以上の団体が、地域の活性化及び福塩線利用促進の ために、福塩線もしくは福塩線の駅舎等を利用してイベン ト（社会体験、交流会、各種催し物）等を開催する場合、 1万円を上限に補助金を交付する。 ただし、利用は1団体につき1会計年度1回限り。	都市交通課 (☎928-1161)
協議会	補助金	井原線利用促 進活動補助	民間グループ又は小・中学校等が親睦旅行、観光、修学旅 行、遠足等で井原線を利用する場合に補助金を交付する。 ただし、事業実施後1ヶ月以内の申請に限る。 ＜補助対象経費及び上限額＞ 井原線乗車料金及び貸切価格の半額を補助対象経費とす る。 ① 5人以上9人以下の団体 上限3千円 ② 10人以上19人以下の団体 上限5千円 ③ 20人以上の団体 上限1万円 ④ 貸切の場合 上限2万円	都市交通課 (☎928-1161)

今年度の受付は、終了しました

区分	種別	制度名	制度の概要（主な内容）	申請・相談窓口
市	補助金	福山市市民活動スタートアップ事業	設立から4年度未満の始業期の団体活動を支援 ※市内に活動拠点を有する5人以上の団体（在住又は在勤者が構成員総数の過半数以上）であり、福山市まちづくりサポートセンターへ登録している団体 補助金額 ・設立から2年度以内の団体 補助対象経費の総額の10分の10以内 上限10万円 ・設立から2年度を超える団体 補助対象経費の総額の10分の8以内 上限10万円	まちづくり推進課 (☎928-1051)
市	活動支援	地域ポイント制度（まちづくりパスポート事業）	市内に在住又は通勤・通学する人が地域活動やボランティア活動などの「まちパス対象活動」に参加した場合に、各種の特典と交換することができるポイントを交付 「まちパス対象活動」となるためには、学区（町・地区）まちづくり推進委員会や市から名義後援を受けて行事を実施する団体等から、あらかじめ市へ申請し、承認を受ける必要有	まちづくり推進課 (☎928-1051) 各地域振興課
市	補助金	福山市地域まちづくり推進事業	まちづくり推進委員会の自主的・主体的な地域活動事業に対する補助【まちづくり推進委員会対象】 （均等割+世帯割）	まちづくり推進課 (☎928-1051) 各地域振興課
市	補償制	福山市市民活動総合補償制度	市民活動中の事故によるけが等への補償	まちづくり推進課 (☎928-1051) 各地域振興課
市	補助金	地域集会所施設整備費補助金	地域集会所施設の整備事業への一部助成	まちづくり推進課 (☎928-1051) 各地域振興課

福山市 地域別 まちづくり相談窓口 一覧

全市域のまちづくりに関すること	まちづくり推進課	☎928-1051
	まちづくりサポートセンター	☎923-9006
中部地域のまちづくり担当	中部地域振興課	☎932-7265
南部地域のまちづくり担当	南部地域振興課	☎980-7713
松永地域のまちづくり担当	松永地域振興課	☎934-5443
北部地域のまちづくり担当	北部地域振興課	☎976-9460
東部地域のまちづくり担当	東部地域振興課	☎940-2574
神辺地域のまちづくり担当	神辺地域振興課	☎962-5026